

## 和歌山市情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下、「工事等」という。）において、情報共有システムを活用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

各共通仕様書で定義する「書面」のことで、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「報告」、「届出」の行為に必要な書類（工事打合簿等）及びその添付資料をいう。

(対象工事等)

第3条 情報共有システムを活用する工事等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 建設工事

設計金額（税込）が1,000万円以上の建設工事を対象とし、受注者が希望する場合

(2) 建設工事に係る委託業務

全ての委託業務を対象とし、受注者が希望する場合

2 情報共有システムを活用する場合は、和歌山市電子納品運用ガイドラインに定める「事前協議チェックシート」により、使用システム等について、監督職員又は調査職員と協議するものとする。

(使用システム)

第4条 使用するシステムは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 土木工事

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.5.2以上）」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、国土交通省ホームページに公表されている「情報共有システム提供者機能要件 対応状況一覧表」の中から、受発注者が協議して決定する。

(2) 建築工事

国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、国土交通省ホームページに公表されている「情報共有システム提供者機能要件 2019年営繕工事編 対応状況一覧表」の中から、受発注者が協議して決定する。

(3) 建設工事に係る委託業務

国土交通省が定める「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.1.2以上）」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者が協議して決定する。

(工事帳票の様式)

第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票について、市の定める様式で出力できないシステムにおいては、国土交通省が定める様式を準用することとする。

(システム利用者)

第6条 システム利用者として登録する者は、次の各号のとおりとする。ただし、受発注者間の協議により、次の各号以外の者を登録することを認めるものとする。

(1) 建設工事

受注者 現場代理人、監理(主任)技術者

発注者 総括監督員、監督指導員、主任監督員、監督員

(2) 建設工事に係る委託業務

受注者 管理(主任)技術者、照査技術者、担当技術者

発注者 総括監督(調査)員、主任監督(調査)員、監督(調査)員

(電子押印)

第7条 情報共有システムで処理を行う工事帳票への電子押印については、紙への押印と同様の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した工事帳票も「書面」として認めるものとする。

2 紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事等完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

(電子納品)

第8条 情報共有システムを活用する工事等においては、和歌山市電子納品運用ガイドラインに基づき電子納品を実施するものとする。

(書面検査)

第9条 工事における書面検査において、情報共有システムで処理を行った工事帳票及びデジタルカメラで撮影した工事写真は、電子データを利用した電子検査を原則とする。受注者は、システム上で共有した工事帳票及び工事写真を電子媒体(CD-R等)で監督職員又は調査職員に提出するものとする。

2 委託業務における電子検査は任意とする。電子検査を実施する場合は、前項に準じて実施するものとする。

(システム使用料)

第10条 情報共有システム使用に要する経費は、受注者の負担によるものとする。

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項については、受発注者の協議により決定するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。